

地域防災の見直し部会 広域避難等検討ワーキング 結果概要

1 開催日時

平成24年7月12日（木） 9時00分～11時00分

2 場 所

福利厚生センター3階 第1会議室

3 出席委員

林委員、鈴木委員、三澤委員、小池委員

（ワーキングメンバーのうち、三島委員、牧委員は他の公務により欠席）

4 結果概要

（1）広域避難対策について

- 広域避難の対象区域については、まずは、第一ステージとして、PAZ5km避難、UPZ30km屋内退避（退避期間48時間（2日間））を基本として検討すべきである。

第二ステージとして、UPZ30km圏内の避難を行うよう検討すべきである。

- 避難先の選定については、避難パターンとして、府内と府外の複数案が必要。
- 避難方法・手段については、自家用車の活用とともに、高速道路の活用、例えば、走行を一方通行にする等の検討が現実的である。
- 要配慮者対策については、すぐに輸送することは困難な要配慮者も多く、48時間（2日間）の屋内退避も考え、備蓄も進める。
- 要配慮者の搬送については、府内では京都市の病院に搬送できるように対応する必要がある。

初期被ばく医療機関は5から16機関になり、2次被ばく医療機関は1機関、3次被ばく医療機関は千葉と広島にあるが、今後2次被ばく医療機関について京大病院、日赤病院等でも対応できるように、病院数を増やす必要がある。

（2）備蓄対策について

- 全体的な物資の供給量と地震の被害想定とを考慮すれば、災害時の物資の確保は、流通在庫方式を基本とすることが適当であり、物資確保の協定などが有効に機能するように取組むべきである。
- 行政が行う備蓄は、災害発生当初、物資が届くまでの間の緊急に必要になる最低限の量でよく、広域的な役割を果たす府は、市町村の補完が期待されるものである。
- 府民・企業等の備蓄については、日常生活で使うものを少し多めに確保し、消費の都度、更新する「フレッシュストック」の考え方を用いるなど、無理なく進められるよう、啓発を進める必要がある。
- 業務継続の面から、まず、災害応急対策に携わる職員向けの備蓄が必要である。
- 備蓄品目については、第一番目に水が重要であり、対応が必要。
- 東海・東南海・南海地震など広域に拡がる巨大災害時には、全国的な規模で物資確保に影響が出ると考えられるため、備蓄で対処すべきレベルではなく、国レベルでの物資確保対策が必要である。
- 原子力防災の資機材について、国等が集中的にストックして備える必要がある。